

次亜塩素酸ナトリウム購入に関する仕様書

1. 品名

水道用次亜塩素酸ナトリウム

2. 品質及び評価方法

(1) 品質

①本仕様書に定める水道用次亜塩素酸ナトリウムは、JWWA K 120:2008-2 (水道用次亜塩素酸ナトリウム) に定める「品質一級」のものとする。

②納入時の品質が下記に適合する製品とする。

- ・有効塩素 12.0%以上
- ・塩素酸 4,000mg/kg以下
- ・臭素酸 50mg/kg以下
- ・遊離アルカリ 2%以下
- ・比重(20℃) 1.16以下
- ・塩化ナトリウム 4.0%以下

(2) 評価方法

①品質試験：日本水道協会JWWA K 120:2008-2 水道用次亜塩素酸ナトリウムに基づく試験方法(改正された場合、最新の試験方法によるものとする。)により試験した結果、日本水道協会JWWA K 120:2008-2 水道用次亜塩素酸ナトリウム『表1 品質』に定める規格に適合すること。(表1参照)

②技術基準省令に基づく評価試験：「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第16号に規定する、水道用薬品により水に付加される物質について、同省令別表第1を満たすこと。(表2参照)

3. 納入品の品質及び計量証明

(1) 納入時提出書類

①納品書

②計量証明書

③品質試験結果書

(JWWA K 120:2008-2 水道用次亜塩素酸ナトリウム『表1 品質一級製品I』に加え、液温の結果書)

(2) 納入数量は、計量証明事業所の証明する数量とするので、納入時に計量証明事業所の発行する証明書を提出すること。

(3) 契約後、第三者の計量証明事業所による分析表を提出すること。分析項目については表1、表2とする。

(4) 契約後、納入する次亜塩素酸ナトリウムの製品安全データシート、納入時の通常、緊急連絡体制を提出すること。

(5) 当浄水場が独自に行う検査に必要な試料の採取について指示があった場合は、速やかに提出すること。

4. 納入場所

事業所名：交野市水道局 星の里浄水場

所在地：交野市私市9丁目6-1

5. 納入

- (1) 納入に際しては、事前に納入日、納入数量、納入時間帯を発注者が連絡するものとする。
- (2) 発注者の指定する貯槽タンクでの受け渡しとする。(場内図参照)
- (3) 貯槽タンク受入口は50A塩ビ管(フランジ)で接続は納入業者が行い、ボルト、ナットにてフランジ接続とする。
- (4) 搬入作業前及び終了後には、必ず本局の立会いのうえ確認を受けること。
- (5) 工場から発注者が指定する納入場所までの搬入、積み下ろし等の費用は全て納入業者の負担とする。
- (6) 納入業者は、工場出荷後すみやかに納入場所に納入するものとし、また、納入まで製品を適切に管理するものとする。

6. 納入期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

7. 購入予定数量

29,000kg程度

8. 発注単位及び納入時間

製品の発注は原則1回として、4tタンクローリーで3t程度とする。

納入時間については、原則として納入日の午前9時～午前12時・午前12時45分～午後4時の納入とするが、緊急の場合はこの限りではない。

9. 諸注意

国道168号線の交差点から浄水場までの道路は学校管理道路である為、車両等で通行する場合は学童に十分注意し、制限速度20kmを必ず遵守すること。

浄水場正門前のインターホンで納入の旨、連絡すること。

10. 請求書への記入数量

請求書に記入する製品数量は、1kg単位とする。

11. 契約単位

1kg当りの金額(消費税抜き・十銭単位)とする。

表1 品質試験項目

| 試験項目 | 規格基準 |
|-------------|---------------|
| 有効塩素 | 12.0%以上 |
| 外観 | 淡黄色の透明な液体 |
| 密度（比重）（20℃） | 1.16 以下 |
| 遊離アルカリ | 2%以下 |
| 臭素酸 | 50 mg/kg以下 |
| 塩素酸 | 4,000 mg/kg以下 |
| 塩化ナトリウム | 4.0%以下 |

表2 技術基準省令に基づく評価試験

| 評価項目 | 評価基準値 (mg/L) |
|--|-----------------|
| カドミウム及びその化合物 | 0.0003 以下 |
| 水銀及びその化合物 | 0.00005 以下 |
| セレン及びその化合物 | 0.001 以下 |
| 鉛及びその化合物 | 0.001 以下 |
| ヒ素及びその化合物 | 0.001 以下 |
| 六価クロム化合物 | 0.002 以下 |
| 亜硝酸態窒素 | 0.004 以下 |
| シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.001 以下 |
| 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 1.0 以下 |
| ホウ素及びその化合物 | 0.1 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.0002 以下 |
| 1, 4 - ジオキサン | 0.005 以下 |
| 1, 2 - ジクロロエタン | 0.0004 以下 |
| シス-1, 2 - ジクロロエチレン及びトランス - 1, 2 - ジクロロエチレン | 0.004 以下 |
| ジクロロメタン | 0.002 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.001 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.001 以下 |
| ベンゼン | 0.001 以下 |
| 臭素酸 | 0.005 以下 |
| 亜鉛及びその化合物 | 0.1 以下 |

| 評価項目 | 評価基準値 (mg/L) |
|-------------------|------------------------|
| 鉄及びその化合物 | 0.03 以下 |
| 銅及びその化合物 | 0.1 以下 |
| マンガン及びその化合物 | 0.005 以下 |
| 陰イオン界面活性剤 | 0.02 以下 |
| 非イオン界面活性剤 | 0.005 以下 |
| フェノール類 | フェノールの量に換算して 0.0005 以下 |
| 有機物（全有機炭素(TOC)の量） | 0.3 以下 |
| 味 | 異常でないこと |
| 臭気 | 異常でないこと |
| 色度（度） | 0.5 以下 |
| ニッケル及びその化合物 | 0.002 以下 |
| アンチモン及びその化合物 | 0.002 以下 |
| モリブデン及びその化合物 | 0.007 以下 |
| ウラン及びその化合物 | 0.0002 以下 |
| バリウム及びその化合物 | 0.07 以下 |
| 銀及びその化合物 | 0.01 以下 |
| アクリルアミド | 0.00005 以下 |
| 二酸化塩素 | 0.6 以下 |
| 亜塩素酸 | 0.6 以下 |
| 塩素酸 | 0.4 以下 |